



## 自動車運送、繊維、総菜製造等が特定技能外国人の受入れ対象分野に追加決定

～ただし繊維業は国際的な人権基準に適合しているなどの要件が設定される見込み～

3月29日、政府は、特定技能制度における「特定産業分野」に新たな対象分野等を追加する閣議決定を行った。特定技能制度は、生産性の向上や国内人材の確保のための取り組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材の受入れが認められているところ、今般、対象分野に「自動車運送業」（タクシーやトラック等の運転者）、「鉄道」、「林業」、「木材産業」の4分野が追加された。また既存分野についても、繊維業（業務区分は「紡織製品製造」・「縫製」）等が「工業製品製造業」に、スーパーマーケット等における惣菜等の製造業務が「飲食料品製造業」に新しく追加された。新規分野等での外国人材の受入れ開始時期については追って公表される。

また、今回新たに追加された繊維業（業務区分は「紡織製品製造」・「縫製」）については、現行の技能実習制度において時間外労働に対する賃金不払等の法令違反が多いことを踏まえ、特定技能外国人の受入れに際しては、「国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」について第三者の認証を受けることなど、新たな要件が設定される見込みである（下記参照）。

加えて政府は、今国会で、現行の技能実習制度に代わり人材確保と人材育成を目的とする新制度（育成就労制度）の創設を目指しており、新制度の受入れ分野を「特定産業分野」に合わせて整理する方向であることから、その動向も注視が必要である。

関係する加盟組合においては、今般の分野等の追加に係る動向について会社と情報共有をして頂くとともに、外国人材を含む労働者の人権確保や就業環境の整備、さらには外国人労働者の組織化への取り組みを一層進めていただきたい。

UAゼンセンは、引き続き本件を含む外国人労働者の受入れ制度見直しに係る具体的な内容の把握に努め、情報発信を行っていく。

### 【特定技能外国人の受け入れに係る繊維業の追加要件】

#### 1. 国際的な人権基準に適合し事業を行っていること（以下、2024. 4. 19時点案）

- ・ 公開された監査要求事項等に基づき、第三者の認証・監査機関の審査を受け適合すること
- ・ 当該監査要求事項は、ILOの中核的労働基準（☆）を含むことが必須

<対象とする認証・監査制度（案）>

- ・ GOTS、OEKO-TEX STeP、SA8000、Blue sign、WRAP、Global Recycled Standard (GRS)、Responsible Wool Standard (RWS)、Responsible Mohair Standard (RMS)、Responsible Alpaca Standard (RAS)、日本アパレル・ファッション産業協会 CSR工場監査要求事項(※)
- ・ 「Japanese Audit Standard for Textile Industry (JASTI)」(仮称)
  - 経済産業省が策定予定の繊維産業における監査要求事項・評価基準であり、2024年度に内容を精緻化し策定のうえ、第三者監査を実施予定
  - 現時点で、以下9分野84項目の監査要求事項案を整理
    - 1) 強制労働☆、2) 児童労働☆、3) 差別☆・ハラスメント、4) 結社の自由・団体交渉権☆、5) 労働安全衛生☆、6) 福利厚生、7) 賃金、8) 人権デューデリジェンス、9) 外国人労働者（技能実習生を含む）関連

#### 2. 勤怠管理を電子化していること

#### 3. パートナーシップ構築宣言の実施

#### 4. 特定技能外国人の給与を月給制とする

第11回繊維産業小委員会（2024年4月19日）の資料よりUAゼンセン作成

※：近日中に公表及び改正を予定しており、その対応を前提として対象とする。

【特定技能の受入れ対象分野】

旧：12分野24業務区分→新：16分野38業務区分

(赤字：3月29日閣議決定による追加・整理分)

| 所管官庁 | 分野  | 業務区分  | 新規で関連する技能実習の職種等                   | 特定技能2号  |
|------|---|---|-----------------------------------|---|
| 厚労省  | 介護  | ・ 介護等<br>※ 訪問系サービスは対象外<br><br>【1業務区分】   | -                                 | ・ 対象外<br>※ 現行の専門的・技術的分野の在留資格があるため             |
|      | ビルクリーニング                                    | ・ ビルクリーニング<br><br>【1業務区分】   | -                                 | ・ 対象  |
| 経産省  | 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業<br><u>工業製品製造業へ名称変更</u> | ・ 機械金属加工<br>・ 電気電子機器組立て<br>・ 金属表面処理<br>・ <u>紙器・段ボール箱製造</u><br>・ <u>コンクリート製品製造</u><br>・ <u>陶磁器製品製造</u><br>・ <u>紡織製品製造</u><br>・ <u>縫製</u><br>・ <u>RPF製造</u><br>・ <u>印刷・製本</u><br><br>【3→10業務区分】 | 繊維・衣服関係<br>(21職種38作業)             | ・ 既存業務区分は対象<br>・ 新規追加業務は1号のみ                  |
| 国交省  | 建設  | ・ 土木<br>・ 建築<br>・ ライフライン・設備<br><br>【3業務区分】  | -                                 | ・ 対象  |
|      | 造船・船用工業                                     | ・ <u>造船</u><br>・ <u>船用機械</u><br>・ <u>船用電気電子機器</u><br>※ 業務区分を再編し、対象作業を拡大<br><br>【6→3業務区分】  | とび、配管等<br>(8職種11作業)               | ・ 対象  |
|      | 自動車整備                                       | ・ 自動車整備<br><br>【1業務区分】  | -                                 | ・ 対象  |
|      | 航空  | ・ 空港グランドハンドリング<br>・ 航空機整<br><br>【2業務区分】   | -                                 | ・ 対象  |
|      | 宿泊  | ・ 宿泊<br><br>【1業務区分】   | -                                 | ・ 対象  |
|      | <u>自動車運送業</u>                               | ・ <u>バス運転者</u><br>・ <u>タクシー運転者</u><br>・ <u>トラック運転者</u><br><br>【3業務区分】   | -                                 | ・ 1号のみ  |
|      | <u>鉄道</u>                                   | ・ <u>運輸係員(運転士、車掌、駅係員)</u><br>・ <u>軌道整備</u><br>・ <u>電気設備整備</u><br>・ <u>車両製造</u><br>・ <u>車両整備</u><br><br>【5業務区分】  | 軌道整備<br>車両製造<br>(8職種19作業)<br>車両整備 | ・ 1号のみ  |
| 農水省  | 農業  | ・ 耕種農業全般<br>・ 畜産農業全般<br><br>【2業務区分】   | -                                 | ・ 対象  |
|      | 漁業  | ・ 漁業<br>・ 養殖業<br><br>【2業務区分】  | -                                 | ・ 対象  |
|      | 飲食料品製造業                                     | ・ 飲食料品製造業全般<br>(酒類を除く飲食料品の製造・加工、安全衛生)<br>※ 受入れ可の事業所を追加し、食料品スーパーマーケット及び総合スーパーマーケットの食料品部門における惣菜等の製造業務も対象に含める<br><br>【1業務区分】   | 新たに関連させるものではないが、惣菜製造業等が関連         | ・ 対象<br>※ 食料品スーパーマーケット及び総合スーパーマーケットの惣菜等製造業務含む |
|      | 外食業   | ・ 外食業全般<br><br>【1業務区分】  | -                                 | ・ 対象  |
|      | <u>林業</u>                                   | ・ <u>育林、素材生産、林業種苗育成等</u><br><br>【1業務区分】   | 技能実習制度の職種への追加検討中                  | ・ 1号のみ  |
|      | <u>木材産業</u>                                 | ・ <u>製材業、合板製造業などに係る木材の加工工程及びその附帯作業等</u><br><br>【1業務区分】  | 木材加工                              | ・ 1号のみ  |

出入国在留管理庁「特定技能ハンドブック」P.3、および第18回外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議資料よりU Aゼンセン作成

以上

(担当：政策政治局 秋山)